

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 4月 13日

都道府県知事

川勝 平太 殿

提出者

住 所

静岡県島田市中溝町1703

氏 名

株式会社エコワーク

代表取締役社長 大河原高広

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

0547-37-3194

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社エコワーク
事業場の所在地	静岡県島田市中溝町1703番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、造園および水道施設
② 事業の規模	前期総売上高 8,521 (百万円)
③ 従業員数	114名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	工事発注期間：国土交通省・静岡県島田土木事務所・島田市役所等 → 産業廃棄物発生現場 区域：国道、県道、市道など（県内全域） ※土木・舗装工事の主な工種として、路面切削工事・舗装取壊し工事・コンクリート取壊し工事等 → アスファルト殻、コンクリート殻発生、排出 → 静岡リサイクルセンター（地元業者5社「エコワーク・静和工業など」及び「鹿島道路」との業務提携をし、共同運営 → 業務内容：アスファルト合材の製造・販売、再生合材の製造・販売に関わる業務、再生砕石の製造・販売に関わる業務 （中間処理業許可会社---鹿島道路株式会社）アスファルト殻、コンクリート殻の受入業務 → 静岡リサイクルセンター：アスファルト殻、コンクリート殻の再生材販売業務→1) 外部販売 2) 再製品化されたものの内、約50%程度を（株）エコワークの各工事現場に再利用。

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
「別紙のとおり」

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	木くず	コンクリート破片
	排出量	7,557 t	661 t	544 t
	(これまでに実施した取組) 「特になし」			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	木くず	コンクリート破片
	排出量	7,000 t	600 t	500 t
	(今後実施する予定の取組) 「特になし」			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスファルト殻、コンクリート殻、廃プラ、木くず、建設汚泥、金属くず、廃油
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスファルト殻、コンクリート殻、廃プラ、木くず、建設汚泥、金属くず、廃油

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	木くず	コンクリート破片
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	木くず	コンクリート破片
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	木くず	コンクリート破片
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	木くず	コンクリート破片
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	木くず	コンクリート破片
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	木くず	コンクリート破片
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和3 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	木くず	コンクリート破片
	全処理委託量	7,557 t	661 t	544 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	7,557 t	661 t	544 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 「別紙のとおり」				

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	木くず	コンクリート破片
	全処理委託量	7,000 t	600 t	500 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	7,000 t	600 t	500 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 「別紙のとおり」			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書
(別紙)

令和4年4月

株式会社エコワーク

1. 処理の委託

静岡リサイクルセンター（住所 静岡県島田市牛尾867-1）
ほか、各現場での近隣中間処理施設。

また、その他の種類の廃棄物（木くず、廃プラスチック、建設汚泥、金属くず、廃油等）が発生した場合は、それぞれの地区の、中間処理業者、収集運搬業者へ委託契約する予定。

各工事現場からの、年間産業廃棄物の予想量
（あくまで推定値であり、受注量により大幅に変わる。）

アスファルト殻	7,000t
コンクリート殻	500t

2. 工事（産業廃棄物の処理を含む）に係る管理体制に関する事項

（1）責任者

工事責任者は舗装・土木部長、副責任者は工事部門課長とする。

工事ごとの現場責任者は現場代理人とする。

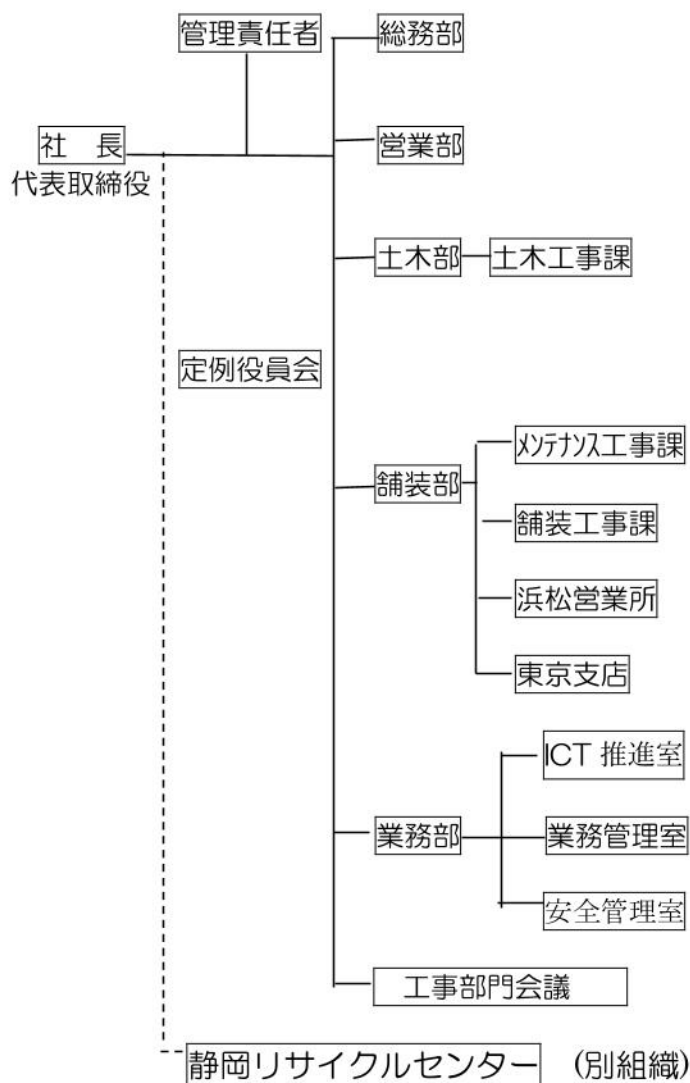
発注官庁（顧客）から発注された工事毎に、社内から資格、知識、経験、技術の程度を含めて現場代理人を選出し、その施工プロセスの業務を実施する。

よって弊社においては、工事毎に現場責任者が変わる。

（2）産業廃棄物の管理業務分担

役割及び氏名	業務内容
業務管理室 片岡 正宏	a. 廃棄物処理計画の作成。 b. 監督官庁への実績報告。 c. 教育指導。 d. 産業廃棄物の更新手続きなど。
工事毎に配置される 現場代理人	a. 委託契約の作成。 b. 産業廃棄物管理票の管理業務。 c. 産業廃棄物の最終処理先確認および、そのプロセス管理。 d. 現場内の関係者に対する教育指導。 e. 中間・最終処理業者の選定。 f. 収集運搬業者の選定。

(3) 会社組織図



(4) 管理の実施

- a. 産業廃棄物のプロセス管理は、ISO9001/14001/45001 のマネジメントシステムに基づき実施し、業務プロセスの不適合の予防をし、また不適合が発生した場合、是正処置を実施する。
是正処置により、再発防止をする。工事部門会議等により教育・指導をし、産業廃棄物管理の周知・徹底を図るものとする。
- b. 受注工事ごとに、地域住民への説明等を実施し、作業工程・作業時間・アスファルト殻（アスファルト切削材）等の搬出時間、運搬経路等、必要な説明を実施する。
- c. 顧客（発注機関）の担当者と事前協議を実施し、工程内で発生すると思われる、各種産業廃棄物に関わる問題を施工計画の中で解決しておく。

3. 廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

- a. 産業廃棄物の適性処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を遵守するとともに、行政の環境に関する施策に協力する。

(2) 廃棄物処理の現状

- a. 当該現場から発生する、ガレキ類(コンクリート殻 アスファルト殻)は、国道・県道・高速道路および市町道の、舗装修繕・改良工事等で発生するものがほとんどである。
そのうち、半数程度のコンクリート殻 アスファルト殻は、静岡リサイクルセンター等へ搬入され、ほぼ100%が再生砕石・再生アスファルト合材として再生化されている。
また、時代のニーズ・環境に合わせ、県外施工による廃棄物処理も増加している。
産業廃棄物処理に関して、適正な処理となる様、計画・管理・実施を遂行していく。